

＜職域検診版＞乳がん検診のためのチェックリスト(検診実施機関用)

2026 年 1 月作成

<p>解説:</p> <p>① このチェックリストの対象は、委託元(保険者・事業者等)との契約形態にかかわらず、実際に検診を行う個々の検診実施機関(医療機関)である。</p> <p>② 二重読影と比較読影を外部に委託している場合は、委託先の実施状況を把握すること。</p>
--

**1. 対象者への説明**

<p>解説:</p> <p>① 下記の 9 項目を記載した資料を、検診実施機関に来場した対象者全員に個別に配布する(ポスターや問診票など持ち帰れない資料や口頭説明のみは不可とする)</p> <p>② 資料は検査を受ける前に配布する*</p> <p>※委託元(保険者・事業者等)が対象者への受診勧奨時に資料を配布する場合もある。その場合は、資料内容をあらかじめ確認し、下記の 9 項目が含まれている場合は、検診実施機関からの配布を省いてもよい</p>
<p><input type="checkbox"/> (1) 検診結果は「精密検査不要」「要精密検査」のいずれかの区分で報告されることを説明している</p>
<p><input type="checkbox"/> (2) 検診結果が「要精密検査」となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを説明している</p>
<p><input type="checkbox"/> (3) 精密検査の方法*を説明している</p> <p>※乳がん検診の精密検査として説明する内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精密検査は乳房エックス線検査(マンモグラフィ)の追加撮影や超音波検査、穿刺吸引細胞診や針生検等により行うこと、</li> <li>及びこれらの検査の概要</li> </ul>
<p><input type="checkbox"/> (4) 精密検査結果を把握すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診実施機関がその結果を共有すること*を説明している</p> <p>※精密検査結果は、個人の同意がなくても、当該検診実施機関に対して提供できる(個人情報保護法の例外事項として認められている)</p>
<p><input type="checkbox"/> (5) 検診の利益を説明している</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マンモグラフィによる乳がん検診は、死亡率減少効果があること</li> </ul>
<p><input type="checkbox"/> (6) 検診の不利益を説明している</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)</li> <li>・がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査」となる場合もあること(偽陽性)など</li> </ul>
<p><input type="checkbox"/> (7) 利益と不利益のバランスから、国で推奨されている検診受診間隔は 2 年に 1 回であり、継続的な受診、ブレスト・アウェアネス(乳房を意識する生活習慣)が重要であることを説明している</p>
<p><input type="checkbox"/> (8) がん検診結果が「精密検査不要」でも何らかの症状がある場合は医療機関の受診が重要であること、検診はその代わりにはならないことを説明している</p>
<p><input type="checkbox"/> (9) 乳がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明している</p>

**2. 質問(問診)及び撮影の精度管理**

<p>解説:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 下記項目の「仕様書」とは、委託元(保険者・事業者等)との契約時に委託元に提出する書類のことである。仕様書の形式でなくとも何らかの形で委託元に報告していればよい</li> <li>- (9)～(12)の項目は、病院または診療所以外の場所において医師不在の状況下で乳房エックス線撮影を行う場合に必要であり、医師立会いの下で撮影している場合、医師が撮影している場合、病院や診療所が会場に指定されている場合は不要である。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	<p>(1) 検診項目は、質問(医師が自ら行う場合は問診)に加え、乳房エックス線検査(マンモグラフィ)を行っている*</p> <p>※視触診は推奨しないが、仮に実施する場合は、マンモグラフィと併せて実施すること</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(2) 質問(問診)では、現在の症状、月経及び妊娠等に関する事項、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況、マンモグラフィの実施可否に係る事項等を聴取している*</p> <p>※質問(問診)は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができる</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(3) 質問(問診)記録は少なくとも 5 年間は保存している</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(4) 乳房エックス線装置の種類は、日本医学放射線学会の定める仕様基準<sup>注1</sup>を満たしていて、装置の種類を仕様書に明記している</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(5) マンモグラフィに係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備している</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(6) 両側乳房について内外斜位方向撮影を行っている、また 40 歳以上 50 歳未満の受診者に対しては、内外斜位方向・頭尾方向の 2 方向を撮影している</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(7) 乳房エックス線撮影における線量及び写真またはモニタの画質について、日本乳がん検診精度管理中央機構(旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会)の行う施設画像評価を受け、A または B の評価を受けている*</p> <p>※施設画像評価結果が C または D、施設画像評価を受けていない場合は至急改善すること</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(8) 撮影を行う診療放射線技師、医師は、乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会<sup>注2</sup>を修了し、その評価試験で A または B の評価を受けている*</p> <p>※評価試験で、C または D、講習会を受けていない場合は至急改善すること</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(9) 緊急時や必要時に、乳房エックス線撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師及び対応する医師を決め、医師名や対応内容を明示した計画書を作成し、仕様書に明記している</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(10) 緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備している</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(11) 乳房エックス線写真撮影時や緊急時のマニュアルを整備している</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(12) 検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保している</p>
<p><b>3. 乳房エックス線読影の精度管理</b></p>	
<input type="checkbox"/>	<p>(1) 読影は二重読影とし、読影に従事する医師の一人は乳房エックス線写真読影に関する適切な講習会<sup>注2</sup>を修了し、その評価試験で A または B の評価を受けている*</p> <p>※評価試験で C または D、講習会を受けていない場合は至急改善すること</p>

<input type="checkbox"/>	(2) 二重読影の所見に応じて、過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影している
<input type="checkbox"/>	(3) 乳房エックス線画像は少なくとも5年間は保存している
<input type="checkbox"/>	(4) 検診結果は少なくとも5年間は保存している
<b>4. システムとしての精度管理</b>	
<input type="checkbox"/>	(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための委託元(保険者・事業者等)への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内に行っている
<input type="checkbox"/>	(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報 <sup>*</sup> について、地域保健・健康増進事業報告に必要な項目を委託元(保険者・事業者等)に全て報告している <small>※例:乳がん検診要精密検査者数  ・マンモグラフィ:読影判定区分(カテゴリー分類)が、カテゴリー3以上<sup>注1</sup></small>
<input type="checkbox"/>	(3) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果 <sup>*</sup> について、地域保健・健康増進事業報告に必要な項目を把握している <small>※生検結果、外科手術所見と病理組織検査結果など</small>
<input type="checkbox"/>	(4) 撮影や読影向上のための検討会や委員会(自施設以外の乳がん専門家 <sup>*</sup> を交えた会)を設置している <small>※当該検診実施機関に雇用されていない乳がん検診専門家</small>
<input type="checkbox"/>	(5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握している
<input type="checkbox"/>	(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っている

注 1 乳がん検診に用いるエックス線装置の仕様基準:マンモグラフィによる乳がん検診の手引き第8版、マンモグラフィガイドライン第4版参照。

注 2 乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会。基本講習プログラムに準じた講習会とは、日本乳がん検診精度管理中央機構(旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会)の教育・研修委員会の行う講習会等を指す。なお、これまで実施された「マンモグラフィ検診の実施と精度向上に関する調査研究」班、「マンモグラフィによる乳がん検診の推進と精度向上に関する調査研究」班、及び日本放射線技術学会乳房撮影ガイドライン・精度管理普及班による講習会等を含む。